

(別紙)

令和5年度地球温暖化問題等対策調査事業（バーゼル法関連事前相談業務）  
仕様書

1. 事業内容

1.1 目的

近年のアジア各国等の急速な経済成長による原材料需要の伸び等に伴い、我が国からアジア各国等への再生資源等の輸出量が増加している。

これら輸出される再生資源等の中には、「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）や、バーゼル条約の国内担保法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下「バーゼル法」という。）の規制対象物（以下「特定有害廃棄物等」という。）に該当するものがある可能性があり、その場合、バーゼル法に規定する手続を経ていなければ、バーゼル法違反となるだけでなく、輸入国との貿易問題や環境被害を引き起こす恐れがある。

再生資源等を輸出入している我が国としては、有害廃棄物の不適正輸出入を防止し輸出国及び我が国での環境問題の発生等を未然に防止することが重要である。

一方で、特定有害廃棄物等か否かの判断は、バーゼル法等関係法令についての理解や有害廃棄物等に関する知見を有していない者にとっては、困難であり、事業者が輸出入する貨物が特定有害廃棄物等に該当するか否かを判断する際の助言サービス（以下「事前相談」という。）を行っているところ。

本事業は、近年の再生資源等の輸出量の増加により、事前相談についても件数が増加し、行政のみでの対応が難しいため、輸出入貨物が特定有害廃棄物等に該当するか否かに関する事前相談業務の実施体制を確保するとともに、再生原料、中古品等の輸出入の実態を調査把握するものである。

1.2 業務内容

(1) 再生原料、中古品等の輸出入貨物についての事前相談への対応及び実態調査

再生資源等の輸出入事業者、通関業者等からのバーゼル法規制に関する事前相談への対応業務から、データを集計する。具体的には、次のとおり。

① 事前相談窓口の設置及び対応業務実施

(ア) 相談者から提出される輸出入する貨物についての事前相談に必要な書類を受け付けるための手段（電子メール、FAX、電話）を確保し、事前相談窓口を設置し、委託契約締結日から相談の受付を開始し、委託契約終了日まで行う。事前相談に際して相談者が提出を要する書類や事前相談の流れについては、

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課のホームページ（参考1）参照。また、事前相談の1日の件数は、（参考2）の年度合計から、1日40件～50件程度。可能な限り速やかに回答すること。

(イ) 業務時間は、原則、土・日・休日を除く平日とする（ただし、外部からの相談受付時間は9時30分～16時（12時～13時を除く））。

(ウ) 相談を受け付ける主な相談対象品目は、以下のとおり。

(A) プラスチック・スクラップ（ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等）

(B) メタル・スクラップ（金属（金属化合物を含む。）又は金属を含むもの（触媒、ミックスメタル等）

(C) 中古製品

(エ) 相談者から電子メール、FAX及びオンラインシステムで書類、写真等が提出され、提出後、相談者から相談窓口へ資料を提出した旨の電話連絡が入る。この電話連絡を受けたら、提出された書類等の内容について、輸出入貨物がバーゼル法の規制対象か否かの該当性について、相談者に電話にて口頭で助言する。また、あわせて、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」という旨を述べる（以下、バーゼル法の規制対象物か否かの該当性についての助言及び助言とともに述べる一文を併せて「助言」という。）

相談業務の実施に必要な事項については、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課から、契約時に、指示する。

(オ) 相談対象品目以外の相談案件及び該当性についての判断が難しい案件等については、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課に相談を再依頼する。また、相談を受け付けるか否かの判断自体が難しい場合には、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課に相談する。

(カ) 毎日、その日に助言した全ての事前相談について、その日のうちに、相談者から提出された書類等に記載されている情報（バーゼル法該当判断（該当若しくは非該当）、事業者名など事業者に関する情報、相談者の業種、輸出入予定者・輸出入相手、申告予定税関、申告予定時期、輸出/輸入の別、相手国、貨物分類、貨物量など貨物に関する情報、相談内容と行った助言、提出書類、インボイスナンバー等）をエクセルファイルに入力し、CSVファイルに変換して廃棄物等輸出入管理システム（以下「事前相談管理システム」という）（参考3）に仮登録する（オンライン申請の場合は、既に仮登録の状態になっているので、申請された内容に不備や添付書類の不足等がないかの確認をすること）。

(キ) 助言と事前相談システムへの入力を実施した事前相談案件について相談者から提出された事前相談資料は、スキャナで読み込みPDFに変換した上で、契

約時に経済産業省産業技術環境局資源循環経済課から指示するルールに従ったファイル名を付与して、事前相談管理システムに添付する。

(ク) 当日中に、事前相談管理システムに仮登録するために作成したエクセルファイルのうち、その日に助言した案件全ての分を1つのエクセルファイルにまとめ、契約時に経済産業省産業技術環境局資源循環経済課から指示する方法で加工する。これら、事前相談システムへの仮登録及び公開依頼中へのデータ移行とエクセルファイルの加工が終わったら、その日のうちに、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課に、事前相談システムへの公開依頼が完了した旨を記載して、加工したエクセルファイルを添付したメールを送付する。メールの宛先や記載例は、契約時に経済産業省産業技術環境局資源循環経済課から指示する。

(ケ) 毎月最終日に、品目別ごとの相談件数及び問合せ件数を集計の上、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課に報告する。

(コ) バーゼル法に関する一般的な問合せに対し、必要に応じて、パンフレットやバーゼル法に規定する特定有害廃棄物等を定める省令等の資料が掲載されているホームページの紹介、又は、公表資料をFAX送付や手交する等しつつ、規制の内容について口頭で説明する。また、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課の指示を受けて、受託事業者のホームページにバーゼル法に関する情報を掲載する等により、周知を図る。

なお、令和4年度の受託者が1年間で対応する問合せ件数見込みは、約10,000件程度。

(サ) 経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課及び各環境省地方環境事務所等から、事前相談資料の共有依頼がある場合には、迅速に対応する。

(シ) 委託契約期間中の特定の期間（1か月程度、時期は問わない）、利用者満足度についてのアンケート調査票を、任意に抽出した相談者（当該アンケートを実施するまでに相談のあった者）100者以上に配付し、得た回答について、集計の上、（2）の報告書に記載する。

なお、配布、回答手段は問わない（メールも可）。また、回収率については、一度催促した結果のものとする。

(ス) 相談業務の実施に必要な事項については、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課から、委託事業実施期間中に、追加で指示することがあり得る。

(セ) 助言を行うに当たって必要な知見は、バーゼル条約及びバーゼル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）、リサイクル法全般等の高度な知識と手続、経験等である。また、世界各国、例えば香港、マレーシア、タイなど他国のバーゼル法に係る規制動向についての情報にも詳しいことも求められる。

過去の具体的な相談内容は以下のとおり。

(相談事例)

- (A) メッキスラッジ、廃触媒、リサイクル残渣、金属スラグ&ドロス → 製錬所、製造工場の発生工程を確認の上、有害成分の有無の判断（規制基準値以下であることを確認）し、バーゼル該当品と判断した場合は、外為法上のバーゼル手続をすることを勧め、非該当品である場合はそのことを伝えて通常の通関を行うように助言を行う。
- (B) ペットボトルプレス&フレーク → 汚れ、飲み残し等の家庭ゴミが含有していないか等を写真で確認 → 該非判定
- (C) 金属回収目的のコンプレッサー（黒モーター） → 成分分析結果を確認の上、穴開け油抜き済みであることを写真で確認 → 該非判定
- (D) ミックスメタル → 成分分析結果等より、バーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める環境省令の別表第四～六に該当する有害物質が含有しているかいないかを確認 → 該非判定
- (E) 被覆電線 → 成分分析結果より、鉛の重量%及び溶質基準値が規制値以下であるか否かを確認 → 該非判定
- (F) ミックスメタルスクラップ → 運搬中の火災事故の予防のため、使用済み家電製品が元の形状が確認できる大きさのまま含まれていないことを確認し、可能な限り品目ごと（モーター、被覆電線、鉄スクラップ、アルミ等）に分別するように指示 → 該非判定
- (G) 中古品 → 輸出入相手国の規制を確認の上、全ての品が中古品判断基準を満たしたものであるか否か、有価で取引がされているか、相手国に中古市場が存在するか等を確認 → 該非判定

(参考1) 事前相談に際して提出が必要な書類や事前相談の流れ

[https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/10/soudan.html](https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/soudan.html)

- (参考2) 事前相談件数（バーゼル法に関する一般的な問合せを除く）の年度合計（実績）は、平成28年度は49,319件、平成29年度は43,675件、平成30年度は38,097件、令和元年度は41,016件、令和2年度は約38,519件、令和3年度は16,274件、令和4年度見込みは10,000件程度。

- (参考3) 事前相談システムの概要及び接続要件は下記のとおり。本システムの使用及び事前相談案件の写真を閲覧するため、相談員全てがPCを使用できる状況が望ましい。

<システム概要>

環境省、経済産業省、財務省及び各税関が、インターネットを介して事前相談に関する情報を共有するために環境省が運用するシステム。

<接続要件>

[ブラウザ]

- ・ブラウザMicrosoft社 Internet Explorer version 11.0以上
- ・Google Chrome version 54.0以上
- ・Firefox version 47.0以上

[接続]

ネットワークを経由し、インターネットにHTTPS接続できる環境にパソコン(クライアント端末)が接続されていること。

[画面サイズ]

1024×768ピクセル以上を推奨（それ以外の画面サイズでも表示可能）

②再生原料、中古品等の輸出入貨物についての実態調査

契約期間終了日までに、対応した事前相談において、相談者から提出された書類等に記載されている情報から、月別、品目別、相手国別等の相談件数及び取引量を集計し、再生資源等の輸出入の動向及び相手国側規制や再生資源価格変動等との関連について分析する。

(2) 相談実績等年次報告書の作成

当該年度に実施した相談実績等に基づく年次報告書を作成し、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課に提出する。

(3) 業務実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2. 納入物

(1) 調査報告書電子媒体（CD-R） 1式

- ・ 調査報告書、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1※1）、二次利用未承諾リスト（様式2※2）を納入すること。
- ・ 調査報告書は、PDF形式以外にも、機械判読可能な形式※3のファイルも納入すること。

なお、様式1及び様式2はExcel形式とする。

(2) 調査報告書電子媒体（CD-R） 2式（公表用）

- ・ 調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したものを納入すること。
- ・ セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、マスキングを実施するなどの適切な処置を講ずること。
- ・ 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に

出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

<https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

※1 委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）

本事業の報告書のオープンデータとしての公表に際し、データとしての検索性を高めるため、当該データの属性情報に関するデータを作成すること。

※2 二次利用未承諾リスト（様式2）

二次利用の了承を得ることが困難な場合又は了承を得ることが報告書の内容に大きな悪影響を与える場合は、報告書の当該箇所に出典等を明示し、知的財産権の所在を明らかにした上で、当該データを様式2に記載すること（知的財産権の所在が不明なものも含む）。

※3 機械判読可能な形式

コンピュータプログラムがデータ構造を識別し、データを処理（加工、編集等）できること。例えばHTML, txt, csv, xhtml, epub, gml, kml, png等のほか、Word, Excel, Powerpoint等のデータが該当する（スキャンデータのようなものは該当しない）。

### 3. 納入場所

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課（別館6階640号室）

### 4. その他

#### （1）情報管理体制

①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）様式1を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

(2) 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

(3) 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記1「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

## 情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下 2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。  
なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。
- 2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。  
なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。
- 7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。
- 8) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 3 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記 1) から 10) まで及び 12) から 18) までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1) の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。
- 12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス

開始前に、運用中においては年 1 回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

- 13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講ずること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

- 14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

- 15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。

- 16) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。それらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

- ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。
  - ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。
  - ⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。
  - ⑥電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS(SSL)化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。
- 17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8) に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。
- 18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。
- ①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。
    - (a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
    - (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様と反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。